

令和 5 年度第 1 回定期監査の結果を受けた今後の対策の方向性

1. 個別事項(特に注意を要する指摘)

(1) 主管課における委託契約 (P.10)

【項番1】契約書の契約額に記載がない

【項番2】契約締結に要する書類(特命随契の意思決定、見積書等が不足

(2) 補助金交付 (P.11)

【項番1】補助対象事業(経費)を要綱に定めず非公表の「要領」で定めている

【項番2】要綱に定める書類の提出のないまま交付している

【項番4】申請期限後の補助金交付

【項番5】補助対象外の経費に補助金を交付

【項番6】「その他市長が認めたもの」を根拠として 10 数年にわたり交付

【項番8】実績報告書に支給要件の是非を確認できる記載がない

【項番9】要綱とは別の有効期限を超過した「覚書」を根拠に交付

【項番 10】事業内容と乖離した一律定額での交付として要綱に規定

(3) 公印の管理 (P.14~15)

【項番1】公印の印影刷り込みを、規程の手続を経ずに行っている

【項番2】電子公印の使用を、規程の手続を経ずに行っている

【意見・要望】R4 監査で同様の指摘をしたが、企画経営課から庁内全体に情報展開されていない

(4) 予算執行管理 (p.16)

【項番1】収納後、数か月にわたって調定がされていない

2. 対策

(1) 受審課への通知⇒改善⇒市長決裁⇒改善報告書の監査委員への提出

(2) 全庁への通知(内部統制ニュース)

(3) 補助金ガイドラインに基づく令和 6 年度チェック対象を、健康福祉部に特化